

(仮称) 吹田千里丘計画に係る  
環境影響評価実施計画書に対する  
市長の意見書

平成20年(2008年)1月

吹田市

(仮称)吹田千里丘計画に係る環境影響評価の実施にあたっては、最新の科学的技術・知見に基づき行うとともに、下記の事項について十分留意されたい。

## 記

### 1 大気汚染について

- ア 環境要素「大気汚染」の「二酸化窒素」、「浮遊粒子状物質」について、供用時の「住宅等の供用」、「施設関係車両の走行」に関しても予測、評価を行うこと。
- イ 環境影響評価を実施しようとする範囲を事業計画地から概ね100mの範囲としているが大気汚染の濃度分布のコンターについて、より広い範囲の予測、評価を行うこと。

### 2 騒音

- ア 環境影響評価を実施しようとする範囲を事業計画地から概ね100mの範囲としているが騒音のコンターについて、より広い範囲の予測、評価を行うこと。
- イ 事業地南側の道路において現況調査を実施し、道路交通騒音について予測、評価を行うこと。

### 3 振動

- ア 現況調査の調査時期について休日を加えること。
- イ 事業地南側の道路において現況調査を実施し、道路交通振動について予測、評価を行うこと。

### 4 水質

- ア 雨水排水等は沈砂池等において適切な処理をした後、公共下水道に放流するとあるが、工事中の濁水対策については適切に対処すること。また、近年の異常気象により予想を超える大雨もあり得ることを考慮し適切に対処すること。
- イ 水質汚濁に係る環境基準の生活環境項目に「亜鉛」を加えること。

### 5 動植物

- ア 調査方法について従前の手法で規定どおりの調査を実施するのではなく、現状の緑に関する認識を持って、現地の状況に応じた柔軟な調査を実施すること。
- イ 植栽樹については現況調査結果に基づいて樹種を選定すること。
- ウ 有用な表土の有効利用について配慮すること。

### 6 人と自然との触れ合いの場

- ア 残す緑の歴史や価値を評価し、保存緑地と改変緑地、提供公園等との境界域の手当等について配慮をすること。

### 7 景観

ア 環境影響評価を実施しようとする範囲を事業計画地から概ね100mの範囲としているが景観について、より広い範囲の調査、予測、評価を行うこと。

## 8 文化財

ア 新芦屋遺跡のC地点とB地点については毎日放送の建設工事でダメージを受けていると想定されるが、工事にあたっては事前に関係機関と協議し着手すること。

イ 新芦屋遺跡－古墳推定地については公園予定地として原則的に保存されることになっているが、施設の整備、植栽等で掘削工事等を行う場合には事前に関係機関と協議し着手すること。

ウ 遺跡未確認地域であるが千里丘稻荷神社西側の斜面において法面の切取、養生工事等を行う場合は事前に関係機関と協議し着手すること。

エ 星が池の北側の南北丘陵緑地地区について、新芦屋遺跡D地点が近接して立地しているため、掘削工事等を行う場合には事前に関係機関と協議し着手すること。

## 9 廃棄物・発生土

ア 工事中の発生土について予測を行うこと。

## 10 その他

ア 環境要素として「交通」を抽出し、工事中の「工事関係車両の走行」及び供用時の「施設関係車両の走行」について調査、予測、評価を行うこと。

イ 対象事業が「高層建築物の建築」であり、実施場所が丘陵地という特殊性があることから、「風害」についても事後監視を行う項目として抽出を行い、完成時の実測調査を行うこと。